

業 務 速 報

NO. 1306

2022. 7. 9

J R 東海労働組合

発行 木下 和樹

編集 斉藤 孝紀

申第33号「西組合員に対する関西サービック京都事業所への再出向発令撤回を求める緊急申し入れ」について会社は組合と団体交渉をせずに窓口で回答!

本部は6月3日に申第33号として「西組合員に対する関西サービック京都事業所への再出向発令撤回を求める緊急申し入れ」をしていたものです。

6月2日に会社は、西組合員に対して面談を行い、エムティーへの出向解除し、6月16日より関西サービック京都事業所への再出向先会社として、辞令を発しました。西組合員は1月よりエムティーへの強制出向でも、出向に同意していません。会社に「エムティーへの出向には同意していない。早く元職場に帰せ」と自らの意思を明確にしていました。そして、エムティーからJ R 東海会社へも再三の出向解除要請されました。それにもかかわらず、会社はいたずらに出向解除を引き延ばし続けました。ついに5月27日に西組合員に対してエムティーへの出向解除を通知しました。

しかし、6月2日に会社は、西組合員に対して明らかに通勤事情の悪化を招く、関西サービック京都事業所への再出向先会社として発令を行いました。この再出向発令は到底認められません。またもや杜撰な人事運用が繰り返されました。組合員の気持ちをもてあそぶ行為は絶対に許されません。組合はこの間申し入れ提出以降、早急な団体交渉の開催を求めましたが、会社は団体交渉事項でないことを理由に、組合と団体交渉を開催せず、組合は会社の団体交渉拒否を確認し、7月7日に窓口での回答をしました。

会社回答と議論内容は以下の通りです。

《団体交渉開催追及の主なやりとり》

会社：個人の異動の話なので、労働協約第39条には該当しないということなので団交は開催しない。と言えども貴組合から申し入れを受けているので、窓口で回答を行う。

組合：個人であるが出向に絡む労働条件に関わる事柄であるので、組合とすれ

ば労働協約第39条の事柄に該当するので、団交を開催せよと主張する。
会社：労働協約第39条の定める事項に該当しないので団交は開催しない。
組合：ことごとく窓口回答ばかりで、団体交渉等で開催して議論すれば有意義な議論ができる。出向は労働条件の変更を伴うものなので充分団交事項に該当する。
会社：会社はそうだという認識ではないことを申し述べておく。
組合：対立を確認する。

《申第33号と会社回答》

西組合員への関西サービック京都事業所への再出向辞令を直ちに撤回し、元職場のJR東海大阪第一運輸所の乗務員として復職させること。

【回答】

そのような考えはないと聞いている。出向を含めた人事異動については、従来から業務上の必要に基づき、本人の適性、能力、及び希望等を勘案して実施している。

《申第33号のやりとり》

エムティーの出向解除理由を明らかにせよ！

会社：個別の話は本社では分からないので、地方で対処してもらいたい。
組合：回答で「そのような考えはないと聞いている」の「そのような考えはない」は関西支社の考えか。
会社：西さんの人事異動は関西の方でやっていると思うので、戻すことはない
と聞いている。
組合：関西支社の考えか。
会社：そうである。関西支社の方で責任を持ってやっている。
組合：エムティーの出向解除について、エムティーから何と言ってきたのか。
把握しているのか。
会社：本社として把握はしていない。会社間のことなので答えない。

出向解除引き延ばしは新たな出向先を探していた！

組合：2回にわたるエムティーから西さんの出向解除要請があった。本社にも組合から伝えていた経緯がある。本人の思いは宙ぶらりんな気持ちでエムティーで業務していることを再三再四、本社に伝えていた。関西支社としてエムティーの出向解除をやっと判断した。その前に2回もエムティーから出向解除要請があったにも関わらず、会社は出向解除をダラダラと引き

延ばしてきた。時系列的に6月2日まで引き延ばしたことになる。

会社：引き延ばしたというより、時間がかかったということである。

組合：何故そんなに時間がかかるのか。会社としての出向解除の決断・判断が甘い。

会社：やはり時間はかかる。会社間の調整もあり、時間もかかる。

会社：本人にとっては長い時間なのかもしれないが、会社間で話をしているわけだから、それなりきの時間はかかる。細かいことについては把握していない。

組合：本社として担当しているわけではないので分からないと？

会社：会社として怠けていたわけではない。

組合：判断が甘いと言ったが。

会社：そんなことはない。

組合：甘いというよりも、察するに関西サービック京都事業所という新たな出向先を提示して、6月16日より行けという辞令を発した。ダラダラというよりも新たな出向先を探していたのではないか。そのように判断できる。エムティーから2回もの西さんへの出向解除要請があつてから、新たな出向先を確定するために、関西サービックとの話に時間がかかったのではないか。

会社：人事異動は受け入れ先の事情もある。西さんについてはエムティーでも条件があつて、働いてもらっていたと思うが、今回エムティーの都合で「異動を願います」ということなので、人が欲しい部署や会社を探す意味では簡単ではない。まず、人が欲しい所があつて、西さんの諸条件を見ながら、どこで働いてもらうのがいいのかと考えるとそれなりに時間がかかる。私が担当しているわけではないので、何とも言えない。

出向解除ならば元職場に戻せ！

組合：エムティーからの出向解除要請が年明け早々に1回目があつた。まずその要請があつたら、まず元職場に戻そうと考えるのが普通である。

会社：元職場で仕事がないので、出向に出て行っている状況である。

組合：元職場に戻して予備にしておけばいいだけのことである。予備者に組み込めばよい。普通はそうと考える。

会社：そういうことではない。

組合：普通はそう考える。明らかに会社とすれば、結果関西サービックに辞令を発したが、西さんを絶対に大阪第一運輸所に戻さないという主旨で職場から放逐するという意志で、関西サービックへの出向先会社換えである。

会社：そうではない。

組合：そう判断できる。

会社：適正人員がある。乗務員も今の運行状況を考えた時に、別の働き先で働

いてもらうために職場から離れて頑張ってもらう取り組みの中で、その状況で「戻りましょう」とはならない。

組合：出向解除であるから、元職場に戻すべきである。

会社：出向解除ではなく、あくまでも人事異動である。出向も含めた人事異動なので、要は職場が変わるということで、変わり先をどうするはそう簡単にはできない。会社や職場ごとの事情もあり、もろもろの調整が必要がある。

組合：6月のことであるので、先を考えてお盆輸送を控えているので、西さんに戻そうかと考えないのか。

会社：運輸所の乗務員数を考えて、決めていることである。諸々の諸条件を判断した上で決めている。多くの社員が出向先を替わっている現実もある。人事異動に関して、諸条件を考慮するから時間がかかる。

組合：通常、出向解除となれば、普通ならば元職場に戻そうとなる。

会社：今回はエムティーへの勤めがなくなったことだけのことである。

組合：だから、大阪第一運輸所に戻せとなる。

会社：それを言い出したら収拾がつかなくなる。別の会社から別会社へ移っていく方もたくさんいる。それが人事異動である。

54歳原則出向・再出向発令は元職場からの放逐だ！

組合：東京での事象で、警備会社から出向解除になり、元職場の東京第二運輸所に戻さずに、新横浜駅に配属させた事例もあり、今回の西さんの件でも、会社は何が何でもJR東海労組員を、職場から放逐するという意志の表れである。

会社：そんなことはない。

組合：東京の方は新横浜駅ではあったが、本体であることから、西さんも本体の大阪第一運輸所に戻せ。関西サービック京都事業所への再出向発令を撤回して元職場に戻せ。

会社：全体の社員の働き方を見た中で、やっていくことである。例えば私が人事部から出向に行って、戻ってくる場所は人事部とは限らない。人事異動時はたくさんの方がそうになっている。関西支社の管轄の中で、適切に判断している。

組合：戻さないのだから元職場からの放逐である。

会社：そうになっている他の方もいるのに、放逐とは果たして言えるのか。色々な会社を含めて、皆さんが求められて働く場所で働いてもらいたい。会社から求められている。

組合：この間、西さんは乗務員時代に事故らしい事故を起こしていない、優秀な新幹線乗務員だった。本人は65歳まで新幹線乗務員を全うしようと思っていた。優秀な方を出向に出すことは、実にもったいない。

会社：優秀だからこそ他会社でも求められる面もある。

組合：本人は出向を希望していない。

会社：求められることはいいことである。

組合：優秀であるならば出すことはもったいない。乗務員養成にもお金がかかっており、国交省から免許を認可され、ある意味特殊であり、新幹線乗務員は貴重である。普通の人では出来ない業務であり、その人をあっさり乗務労働に全く関係のない出向に出すことはもったいない。

会社：あっさりではない。だから時間がかかる。

組合：今、乗車率も上がってきている。

会社：輸送計画等諸々を考えた上での、他の場所で働いてもらう取り組みである。捉え方は色々あると思う。

悪意に満ちた関西サービック京都事業所への再出向発令！

組合：一番悔しい思いをしているのは、西さん本人である。出向を望んでいなかった。そして、エムティーから出向解除になった。元職場へ戻れると考えていた矢先、関西サービック、それも通勤事情が悪化した京都事業所であったので、悔しい思いをしている。

組合：関西サービック京都事業所は人が足らないのか。

会社：詳細は分からない。

組合：悪意を感じる。

会社：そのような意図はない。

組合：関西サービックは新大阪や鳥飼が中心であったが、今回、突然京都事業所なので悪意を感じる。

組合：協力会社なのだから、人材開発室を通じて、新大阪に転勤できるように働きかけろ。

会社：単身赴任も伴う人事異動もある。関西支社が考えたことなので、まず、そこで頑張ってもらいたい。

組合：まず、関西サービック京都事業所への出向発令を撤回して、西さんを大阪第一運輸所へ戻せ。

会社：発令を撤回する考えはない。

組合：対立を確認する。

組合：関西サービックに西さんの出向解除や転勤を働きかけろ。

会社：話として伺う。意見があったと承った。

組合：人材開発室に意見としてあったことは伝えろ。

以 上